

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話： 03-3390-4154

担当： 管理者

※ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2. 城西病院在宅サポートセンター居宅介護支援事業所概要

(1) 居宅介護支援事業所概況

事業所名	城西病院在宅サポートセンター		
所在地	東京都杉並区上荻2丁目41-6 春日ビル		
事業所番号	1371500933		
サービスを提供する地域	当事業所からおよそ半径2km位		

(2) 同事業所の職員体制

管理者・介護支援専門員	1名	常勤専任	管理業務・ケアプラン作成等
介護支援専門員	1名	常勤専任	ケアプラン作成等

(3) 営業時間

月曜～金曜	午前 9:00～午後 5:00
休日	土曜、日曜、祝祭日、12月30日～1月3日まで

3. 居宅介護支援の主な流れと支援内容

ご利用者のご意向や生活状況等の把握、また介護保険制度等のご説明を行う為に、居宅を訪問いたします。

ご本人やご家族からの情報をもとに、必要に応じたケアを提供していく為、課題分析(アセスメント)を行います。そして、サービス提供事業所が必要なサービスを的確かつ効率的に提供していく様、サービス提供事業所との話し合い(サービス担当者会議)を行います。このサービス担当者会議には、できるだけご本人やご家族にも参加して頂きます。但し、末期の悪性腫瘍による著しい状態変化がある場合は、サービス担当者会議の招集を不要とするなどケマネジメントプロセスの簡素化を行う場合があります。

居宅サービス計画書(ケアプラン)等を作成し、内容をご説明の上、発行いたします。作成したケアプランは、サービス提供事業所等の関係機関にも発行いたします。

サービス開始後は、サービスの実施状況等を把握する為に、毎月居宅を訪問いたします(モニタリング)。サービスの変更等が必要になった場合は適宜、ケアプランを変更いたします。

- ※ 居宅介護支援は、上記支援の他、介護認定に関わる申請代行や苦情相談等も行います。
- ※ 居宅介護支援の提供が困難と認めた場合は、他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。

居宅介護支援の利用料は、別紙のとおりです。(重要事項説明書別紙参照)

(2) 解約料

利用者はいつでも解約することができます。料金はかかりません。

5. 事業者の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・ 私達は要介護の状態となった高齢者とその家族及び地域住民に、適切な指定居宅介護支援を提供し、生活の質の向上を図るとともに、併せて安心して生活できる地域作りをすすめることを目的とします。
- ・ 私達は城西病院の経験と実績をもとに、ご利用者の信頼にこたえていきます。
- ・ 気軽に相談ができ、迅速に対応できるよう努めます。
- ・ ご利用のお顔を拝見し、身近に対応していくことをモットーとし、病院内・地域のサービス機関との連携を図り、安心したサービス計画を提供致します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・地域住民が要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、適切なサービス利用ができるように支援致します。
- ・利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対してケアプランに位置づける居宅サービス事業者等について、利用者は複数の事業者等の紹介を求めることができること、また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能とし、公正中立なケアマネジメントを確保することができるよう支援致します。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮致します。
- ・利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・指定居宅サービス事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医の医師、歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ・利用者が医療系のサービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医の医師等の意見を求めることがされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- ・障害福祉サービスを利用してこられた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、障害福祉制度の相談支援専門員とケアマネジャーとの密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者と特定相談支援事業者との連携に努めます。

6 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のための指針を整備しています。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内での周知、徹底を図り、当事業所のケアマネジャーは、定期的に権利擁護、虐待防止の研修を受けます。
- ・虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、虐待防止の指針に従い、速やかに市町村に通報します。

7 感染症の予防、及びまん延防止のための措置

- ・当事業所は、感染症防止及び、まん延防止のための業務継続計画を整備しています。
- ・従業者には、感染症の予防及びまん延防止のための研修を6か月に1回以上開催しています。
- ・城西病院感染症防止委員会の指導を定期的に受けています。

8 非常災害対策

- ・当事業所は、火災、風水害、地震等の自然災害時に、利用者様へ必要なサービスが継続的に提供できるための業務継続計画を作成し、年2回以上の研修、訓練を実施致します。

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の苦情相談窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

城西病院在宅サポートセンター 管理者	TEL 03-3390-4154
杉並区保健福祉部介護保険課事業者係	TEL 03-3312-2111(代)
お住いの地域の包括支援センター	各ケア24
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	TEL 03-6238-0177